

# 岡山県総合展示場コンベックス岡山

## 利用規程

## 目 次

### 利用規程

別表第 1	施設の利用料金	5
別表第 2	設備等の利用料金	6
別表第 3	清掃等の作業料金	8
別表第 4	違約金	9

### 資料

	岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（抄）	10
	岡山県総合展示場コンベックス岡山条例施行規則（抄）	12

## 利用規程

### (目的)

第1条 この規程は、岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）の指定管理者として指定されたコンベックス岡山コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）がコンベックス岡山の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用時間)

第2条 コンベックス岡山の利用時間は次のとおりとする。

- 一 基本利用 午前9時から午後9時まで
- 二 時間外利用
  - ア 展示場 午後9時から翌日の午前9時まで
  - イ 会議室 午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時まで

### (休館日)

第3条 コンベックス岡山の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、コンソーシアムが必要と認めたときは、これを変更又は臨時に休館することができる。

### (利用等許可申請)

第4条 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成3年岡山県条例第24号。以下「条例」という。）第6条第1項に定めるコンベックス岡山の利用等の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後にコンベックス岡山利用等許可申請書（以下「利用等許可申請書」という。）をコンソーシアムに提出しなければならない。ただし、コンソーシアムが特に必要と認める場合は、この限りではない。

- 一 大展示場、中展示場又は小展示場の2日以上全面利用 利用開始日の2年前の日の属する月の初日
  - 二 大展示場又は小展示場の2日以上分割利用 利用開始日の1年前の日の属する月の初日
  - 三 大展示場、中展示場又は小展示場の1日以内の利用 利用開始日の6か月前の日の属する月の初日
  - 四 国際会議場又はバンケットホール 利用開始日の1年前の日の属する月の初日（ただし、国際会議に利用する場合はこの限りではない。）
  - 五 中会議室又は小会議室 利用開始日の1年前の日の属する月の初日
- 2 前項の利用等許可申請書の提出は、コンベックス岡山の休館日を除き、午前9時から午後7時までの間に行うものとする。
- 3 電話等で利用申込（以下「仮申込」という。）を行った者は、仮申込を行った日から2週間以内に利用等許可申請書を提出しなければならない。

### (利用料金)

第5条 コンベックス岡山の利用料金（条例第9条第1項に定める料金をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

- 一 施設の利用料金は、別表第1に掲げる額とする。
- 二 設備等の利用料金は、別表第2に掲げる額とする。
- 三 清掃等の作業料金は、別表第3に掲げる額とする。

#### (利用料金の納入)

第6条 利用等許可申請書を提出した者は、コンソーシアムの発行する請求書により、前条に定める利用料金を、次のとおり納入しなければならない。ただし、コンソーシアムが相当の理由があると認めるときは、この限りではない。

- 一 大展示場、中展示場、小展示場又は屋外展示場（以下「展示場」という。）の利用については、コンソーシアムが指定する期日までに別表第1に掲げる展示場の利用料金の30パーセント相当額を、利用開始日の10日前までに残額の70パーセント相当額を納入するものとする。ただし、利用等許可申請書を提出した日が利用開始日の1か月前の日以後であるときは、利用等許可申請書の提出に併せて利用料金の全額を納入するものとする。
- 二 国際会議場、バンケットホール、中会議室又は小会議室（以下「会議室」という。）の利用については、利用開始日の10日前までに別表第1に掲げる会議室の利用料金の全額を納入するものとする。ただし、展示場の利用に併せて会議室を利用する場合の会議室の利用料金については、前号の規定を準用する。
- 三 別表1に掲げる展示場及び会議室の追加利用に係る料金並びに別表第2に掲げる設備等の利用料金及び別表第3に掲げる清掃等の作業料金については、利用終了後に利用料金の全額をコンソーシアムが指定する期日までに納入するものとする。

#### (利用等の許可)

第7条 コンソーシアムは、利用等許可申請書を提出した者が、条例第7条の各号のいずれかに該当しないか審査し、前条第一号及び第二号に掲げる利用料金の納入を確認したのち、コンベックス岡山利用等許可書を発行する。

#### (許可の取消等)

第8条 コンソーシアムは、条例第8条第1項の各号のいずれかに該当する者に対して、利用等の許可を取り消すことができる。

- 2 コンソーシアムは、条例第8条第2項の規程により、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対して、利用等の許可を取り消すことができる。
  - 一 天災等の不可抗力により施設等の使用が不能となったとき。
  - 二 岡山県が、岡山県地域防災計画に定める広域物資輸送拠点として施設等を使用するとき。
  - 三 事故の発生や施設等の工事遅延、設備の破損など不測の事態により施設等の使用が不能となったとき。
  - 四 その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。
- 3 前2項の措置によって利用者が損害を被ることがあっても、コンソーシアムはその責めを負わない。

#### (利用料金の返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、前条第2項の各号のいずれかに該当するときは、コ

ンソーシアムは利用料金の返還を行うことができる。

(許可の取消の申出等)

第10条 利用者は、コンソーシアムに利用等の許可の取消を申し出ることができる。

2 コンソーシアムは、利用者がその責めに帰すべき事由により利用等の許可の全部又は一部を取り消した場合は、別表第4に掲げる違約金を請求することができる。

(利用計画書の提出)

第11条 利用者は、コンソーシアムの指定する日までに、利用計画書その他コンソーシアムが必要と認める書類を提出しなければならない。

2 コンソーシアムは、提出された利用計画書等について必要があると認めるときは、利用者に対して計画の変更及び修正を指示することができる。

(利用者の責任)

第12条 利用者は、善良な管理者の責任をもって、施設を利用しなければならない。

2 利用者は出展業者、関連業者、装飾業者、その他下請業者等の行為も含め利用期間中に発生した火災及び事故等において一切の責任を負うものとする。

3 利用者は、自己の責任において展示品等の管理を行うものとする。コンソーシアムは展示品等の盗難などについての責任は一切負わない。

4 利用期間中の警備、清掃及びごみ処理については、利用者の責任と負担により行うものとする。

5 コンベックス岡山の施設等の利用に伴う安全の確保等については、利用者の責任と負担により行うものとする。

(職員の立入り)

第13条 コンソーシアムは、コンベックス岡山の管理上必要があると認めるときは、利用を許可した施設に職員又は委任した者を立ち入らせ、必要な指示をさせることができる。

2 利用者は、前項により指示を受けたときは、それを拒んではならない。

(利用者等の遵守事項)

第14条 利用者及びその者の利用目的に応じて入場した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 施設等に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめコンソーシアムの承認を受けた場合は、この限りでない。

二 施設等を利用する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しないこと。

三 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。

四 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

五 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。

六 公共の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある者を入場させないこと。

七 火災、盗難等の発生の防止に努めること。

八 前各号に掲げるもののほか、コンソーシアムが指示した事項。

(入場の制限等)

第15条 コンソーシアムは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- 一 コンベックス岡山における秩序若しくは風紀を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者。
- 二 この規程又はコンソーシアムの指示に違反した者。
- 三 その他コンベックス岡山の管理上支障があると認められる者。

(原状回復)

第16条 利用者は、施設等の利用を終了し、又は第8条第1項及び第2項の規定により利用等の許可を取り消されたときは、利用者の責任と負担により、速やかに利用に係る施設等を原状に復し、コンソーシアムの点検を受けなければならない。

(損壊の届出等)

第17条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、直ちにコンソーシアムに届け出てその指示に従わなければならない。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、コンベックス岡山の利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 施設の利用料金（令和6年10月1日より価格改定）

1 展示場の利用料金

（税込）

区分		基本利用				時間外利用
		終日	午前	午後	夜間	
		午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
大展示場	全面	540,320円	270,160円	270,160円	270,160円	午後9時から翌日午前9時までの使用1時間につき
	3分の2	338,800円	169,400円	169,400円	169,400円	
	3分の1	225,280円	112,640円	112,640円	112,640円	
中展示場		366,080円	183,040円	183,040円	183,040円	45,760円
小展示場	全面	273,680円	136,840円	136,840円	136,840円	34,210円
	3分の2	171,600円	85,800円	85,800円	85,800円	21,450円
	3分の1	101,200円	50,600円	50,600円	50,600円	12,650円
屋外展示場		84,480円	42,240円	42,240円	42,240円	10,560円

- 注)
- ・ 利用時間については、会場の設営及び撤去の時間も含む。
  - ・ 午前9時から午後9時の間は4時間単位の利用とする。
  - ・ 時間外利用は1時間単位とし、1時間未満の場合は1時間単位に切り上げて計算する。
  - ・ 入場料金を徴収する場合は、徴収を行う日ごとに、最高入場料金（税込）に100を乗じて得た額を別途加算し請求する。
  - ・ 主催者事務室、控室、倉庫、及び商談室の利用は無料とする。

2 会議室の利用料金

（税込）

区分		基本利用				時間外利用
		終日	午前	午後	夜間	
		午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	
国際会議場	全面	94,160円	47,080円	47,080円	47,080円	午前8時から午前9時まで及び午後9時から午後10時までの使用1時間につき
バンケットホール	全面	46,640円	23,320円	23,320円	23,320円	
中会議室	全面	27,280円	13,640円	13,640円	13,640円	3,410円
小会議室	全面	13,200円	6,600円	6,600円	6,600円	1,650円

- 注)
- ・ 利用時間については、会場の設営及び撤去の時間も含む。
  - ・ 午前9時から午後9時の間は4時間単位の利用とする。
  - ・ 時間外利用は1時間単位とし、1時間未満の場合は1時間単位に切り上げて計算する。
  - ・ 物品の販売及び展示会、商品説明会などの営利、営業に関する利用の場合は、利用料金の50%を加算し請求する。
  - ・ 入場料金を徴収する場合は、徴収を行う日ごとに、利用料金の50%を加算し請求する。

別表第2 設備等の利用料金

1 冷暖房及び水道光熱の使用に係る単価

区分			単価 (税込)
大展示場	冷房	全面	1時間につき 29,370円
		3分の2	1時間につき 18,040円
		3分の1	1時間につき 11,220円
	暖房	全面	1時間につき 27,390円
		3分の2	1時間につき 16,610円
		3分の1	1時間につき 10,560円
中展示場	冷房		1時間につき 19,910円
	暖房		1時間につき 18,590円
小展示場	冷房	全面	1時間につき 10,890円
		3分の2	1時間につき 6,820円
		3分の1	1時間につき 4,070円
	暖房	全面	1時間につき 10,120円
		3分の2	1時間につき 6,270円
		3分の1	1時間につき 3,630円
電気設備			一式1キロワット時ごとにつき 55円
ガス設備			一式1立方メートルごとに 110円
水道設備			一式1立方メートルごとに 583円

- 注) ・ 水道設備の使用料金は、下水道使用料金を含む。  
 ・ 使用に係る時間は、設備の運転を開始した時から終了した時までとする。

2 備品の使用に係る単価 (1日当たり)

品名	規格等	単価 (税込)
同時通訳装置		一式につき 33,000円
会議進行管理装置		一式につき 22,000円
有線連絡通話装置		一式につき 3,300円
可動席装置		一基につき 55,000円
プロジェクター12000	国際会議場のみ使用可	1台につき 55,000円
スクリーン 200	W4480×H3410	1台につき 11,000円
インターネット使用		1会場につき 5,500円
長机	W1800×D600×H700	1台につき 165円
椅子	W470×D600	1脚につき 110円
丸テーブル	直径 900	1台につき 330円
レーザーポインター	緑光線	1台につき 550円
ホワイトボード	1枚目は無料	1台につき 1,100円
特大ステージ	W1800×D5400×H1200	1台につき 11,000円
ポータブルステージ	W1200×D1200×H400	1台につき 3,300円
チケットボックス	2600	1台につき 2,200円
演台 (大)	W1500×D750×H1000	1台につき 1,100円
演台 (小)	W900×D600×H1000	1台につき 1,100円
司会者台 (大)	W750×D500×H1000	1台につき 550円
司会者台 (小)	W650×D480×H1000	1台につき 550円

水差し	ガラス製	1 瓶につき 550 円
ハンガーラック	H1500×W900	1 台につき 1,100 円
金屏風	W660×H2100	1 隻につき 2,200 円
壁コンセント		1 箇所につき 550 円
プロジェクター6000		1 台につき 27,500 円
プロジェクター5500		1 台につき 27,500 円
プロジェクター5000		1 台につき 22,000 円
プロジェクター3200		1 台につき 5,500 円
スクリーン 100	W2100×H2100	1 本につき 1,650 円
スクリーン 90	W1800×H1800	1 本につき 1,100 円
テレビ 49 型		1 台につき 3,300 円
テレビ 43 型		1 台につき 2,200 円
テレビ 32 型		1 台につき 1,650 円
DVD プレーヤー	リモコン付	1 台につき 2,200 円
ビデオデッキ	リモコン付	1 台につき 550 円
マイクロホン (無線)		1 本につき 770 円
マイクロホン (有線)		1 本につき 550 円
マイクスタンド (長)		1 本につき 220 円
マイクスタンド (短)		1 本につき 220 円
簡易音響セット	ポータブルアンプ式	1 台につき 2,200 円
司会者台型音響セット	レクチャーアンプ式	1 台につき 2,970 円
中会議室音響セット	室内備え付き	1 台につき 2,200 円
卓上スタンド型ライト		1 台につき 330 円
無線機 (業務用トランシーバー)		1 台につき 550 円
キャスター付パネル	W1200×H2050	1 台につき 1,100 円
ロープパーテーション	W900 赤ロープ	1 本につき 1,100 円
リボンパーテーション	W1200	1 本につき 1,100 円
カラーコーン (ポール付き)	W2000	1 本につき 440 円
表彰盆	485×335×45	1 枚につき 550 円
鋏 (テープカット用)		1 本につき 550 円
傘立て	W350×D350×H1090	1 台につき 3,300 円
傘袋		100 枚につき 550 円
傘立て (60 本用)		1 台につき 1,100 円
姿見	H1500	1 台につき 2,200 円
消火器		1 本につき 330 円

別表第3 清掃等の作業料金

1 清掃及びゴミ処理の作業料金

区分		内容	金額 (税込)
大展示場	全面	清掃一式	46,200 円
	3分の2	清掃一式	33,000 円
	3分の1	清掃一式	19,800 円
中展示場		清掃一式	59,400 円
小展示場	全面	清掃一式	39,600 円
	3分の2	清掃一式	26,400 円
	3分の1	清掃一式	13,200 円
屋外展示場		清掃一式	13,200 円
国際会議場		清掃一式	19,800 円
バンケットホール		清掃一式	9,900 円
中会議室		清掃一式	3,960 円
小会議室		清掃一式	2,640 円
簡易ゴミ処理 (ゴミ袋代込み)		40L ゴミ袋未満	1 袋につき 550 円
一般廃棄物収集運搬処理		2t パッカー車 (1 台分)	38,500 円
		2t パッカー車 (2 分の 1 台分)	19,250 円

2 設営の作業料金

品名	内容	金額 (税込)
机		1 台につき 110 円
椅子		1 脚につき 55 円

3 撤去の作業料金

品名		内容	金額 (税込)
展示場	机		1 台につき 110 円
	椅子		1 脚につき 55 円
国際会議場		撤去一式	13,200 円
バンケットホール		撤去一式	6,600 円
中会議室		撤去一式 (原状復旧含む)	3,960 円
小会議室		撤去一式 (原状復旧含む)	1,980 円

別表第4 違約金

	利用等許可の取消の申出があった日					
	利用開始日の 12か月前の日 以後	利用開始日の 6か月前の日 以後	利用開始日の 3か月前の日 以後	利用開始日の 1か月前の日 以後	利用開始日の 2週間前 の日以後	利用開始日の 10日前の日 以後
大展示場	30 パーセント	50 パーセント	70 パーセント	100 パーセント	100 パーセント	100 パーセント
中展示場						
小展示場						
屋外展示場						
国際会議場	発生しない	30 パーセント	50 パーセント	70 パーセント	100 パーセント	100 パーセント
バンケットホール						
中会議室	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない	発生しない	100 パーセント
小会議室						

- 注) ・ 上記の率は、施設の利用料金（別表第1）に対する率を表す。  
 ・ 既納の利用料金は、違約金として充当する。  
 ・ 違約金は、不課税となります。

## ○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（抄）

平成3年7月12日

岡山県条例第24号

（目的及び設置）

第一条 情報、文化、技術等の交流を促進し、県内の産業の振興及び県民の文化の向上を図るため、岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）を岡山市及び都窪郡早島町に設置する。

（業務）

第二条 コンベックス岡山は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 コンベックス岡山の施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- 二 展示会等の催物に関する情報の収集及び提供
- 三 前二号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に必要な業務

（開館時間及び休館日）

第三条 コンベックス岡山の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（指定管理者による管理）

第四条 コンベックス岡山の管理は、第十二条第一項の規定により知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第五条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 施設等の利用等の許可に関すること。
- 二 施設等の維持管理に関すること。
- 三 第二条に規定する業務の実施に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、コンベックス岡山の運営に関すること。

（利用等の許可）

第六条 コンベックス岡山において次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 別表の一から五までに掲げる施設等の利用
- 二 物品の販売及びこれに類する行為
- 三 その他指定管理者が知事の承認を受けて定める行為

2 指定管理者は、コンベックス岡山の管理上必要な範囲内で前項の許可に条件を付することができる。

（利用の禁止）

第七条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、コンベックス岡山の利用を拒むことができる。

- 一 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある者
- 二 施設等を損傷するおそれのある者
- 三 施設等の利用が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認める者
- 四 その他コンベックス岡山の管理上支障があると認める者

（許可の取消し等）

第八条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第六条第一項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはコンベックス岡山からの退去を命ずることができる。

- 一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反している者
- 二 偽りその他不正な手段により第六条第一項の許可を受けた者
- 三 第六条第二項の条件に違反している者

2 指定管理者は、施設等に関する工事のためその他公益上やむを得ない必要が生じたときは、第六条第一項の許可を受けた者（次条において「利用者」という。）に対して、同項の許可を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用料金）

第九条 第六条第一項の許可を受けた行為に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表の一から四までに掲げる基準額に〇・五を乗じて得た額から当該基準額に一・五を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が知事の承認を受けて定める額並びに別表の五及び六に掲げる金額を合算した額とする。

3 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によりコンベックス岡山を利用することができなくなったときその他指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者の公募）

第十条 知事は、指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（指定管理者の指定の申請）

第十一条 指定管理者の指定を受けようとするものは、コンベックス岡山の管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第十二条 知事は、次の各号のいずれにも該当するもののうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定するものとする。

一 事業計画の内容が住民の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画の内容がコンベックス岡山の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

三 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。

四 その他コンベックス岡山の業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（事業報告書の提出）

第十三条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

（業務報告等）

第十四条 知事は、コンベックス岡山の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第十五条 知事は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を告示するものとする。

（規則への委任）

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## ○ 岡山県総合展示場コンベックス岡山条例施行規則（抄）

平成3年7月12日

岡山県規則第33号

（趣旨）

第一条 この規則は、岡山県総合展示場コンベックス岡山条例（平成3年岡山県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第二条 岡山県総合展示場コンベックス岡山（以下「コンベックス岡山」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第四条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開館時間を臨時に変更することができる。この場合においては、あらかじめその旨をコンベックス岡山の掲示板に公示するものとする。

（休館日）

第三条 コンベックス岡山の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨をコンベックス岡山の掲示板に公示するものとする。

（利用等の許可の申請）

第四条 条例第六条第一項の規定により同項各号に定める行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者等の遵守事項）

第五条 条例第六条第一項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。利用者の行う催物等のために入館する者も、同様とする。

- 一 コンベックス岡山の施設及び設備（以下「施設等」という。）に変更を加え、又は特別の設備を設けないこと。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 二 利用の許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は許可を受けた行為以外の行為をしないこと。
- 三 利用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- 四 利用の許可を受けた設備以外の設備を利用しないこと。
- 五 火災、盗難等の発生の防止に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

（損壊の届出等）

第六条 利用者は、施設等を損壊し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出てその指示に従わなければならない。

（利用等の終了の届出）

第七条 利用者は、施設等の利用又は許可を受けた行為を終了したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

（利用料金の減免）

第八条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて定める基準に基づき利用料金（条例第九条第一項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）を減免することができる。

2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が知事の承認を受けて定める利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、コンベックス岡山の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。